

平成28年第1回隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成28年 1月26日 (火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成28年 2月10日 (水) 9時30分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成28年 2月10日 (水) 11時05分宣告
5. 出席議員

1番 中 濱 堯 介	6番 竹 谷 実	11番 吉 田 雅 紀
2番 並 河 孝 成	7番 高 松 照 佳	13番 井 尻 義 教
3番 齋 藤 昭 一	8番 米 澤 寿 重	14番 平 田 文 夫
4番 遠 藤 義 光	9番 池 田 信 博	
5番 柏 原 広 行	10番 福 田 晃	
6. 欠席議員
12番 池 田 一
7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 松 田 和 久	介護保険課長 藤 野 則 子
副広域連合長 山 内 道 雄	島前病院事務部長 天 草 巧
同 升 谷 健	隠岐病院事務部長 齋 藤 英 典
同 福 山 孝 行	同 総務課長 西 村 洋 一
同 山 岡 尚	同 経営課長 齋 賀 光 成
事務局長 川 崎 康 久	消 防 長 鷺 野 鉄 也
総務課長 野 津 信 吾	同 次 長 久 永 吉 人
財政係長 藤 野 一	
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 福 島 康 利 書記 山 崎 一 美
9. 会議録署名議員
7番 高 松 照 佳 8番 米 澤 寿 重
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議長の諸報告 次ページ以下会議録参照
12. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし

17. 議事の経過	次ページ以下会議録参照
18. 記名投票における賛否の氏名	該当なし
19. 常任委員会委員の選任	該当なし
20. 議会運営委員会委員の選任	該当なし
21. 特別委員会委員の選任	該当なし
22. 傍聴者	2 名
23. その他	該当なし

議 事

○議長（平田 文夫）

おはようございます

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第1回 隠岐広域連合議会定例会が招集されたところであります。

議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき有り難うございます。

本定例会には、総額 87億1,579万円の平成28年度当初予算5件を始め、条例関係10件、補正予算2件を含めた合計17案件の上程が予定されております。

本日は終わりの時間が11時30分でございますので、議員各位の慎重審議を頂きまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い申し上げ開会のご挨拶と致します。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成28年第1回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員は、先程報告のとおり出席13名、欠席1名で定足数に達しております。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時 00分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

《会議録署名議員の指名》

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、7番・高松 照佳議員、8番・米澤 寿重議員を指名いたします。

《会期の決定》

日程第2「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月10日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日2月10日の、1日間と決定致しました。

《諸般の報告》

日程第3 諸般の報告を致します。

諸般の報告につきましては、お手元に配布を致しました別紙1 諸般の報告書を参照願います。

《施政方針》

日程第4 広域連合長の施政方針を行います。

(「議長番外」の挙手あり)

番外、松田広域連合長

○番外(松田広域連合長)

みなさんおはようございます。

先ほど議長が申しますように、今日は時間が短時間ということでございますので、少し早口になるかもしれませんが、ご容赦をお願い致します。

立春を過ぎ、徐々に日照時間が長く感じられるようになって参りましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続く今日この頃でございます。議員各位におかれましては、お変わりなくご清栄のご様子、お慶び申し上げます。今定例会は、構成団体の3月定例議会に先立ち招集させていただくものでございますが、年度末を控え何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ご案内のように、昨年は5月に口永良部島において爆発的噴火、9月には台風

18号による茨城県鬼怒川氾濫災害など、自然災害により各地に甚大な被害が発生いたしました。これらの災害により、お亡くなりになられた方々には、改めまして心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々をはじめ、被災された市町村に対しましてお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈りするところでございます。

さて、政府は昨年12月24日、2016年度予算案を閣議決定し、一般会計総額を9兆6千7億2千18万円としており、子育て世代の家計や地方に配慮したほか、防衛費や外交予算を優遇したものとされております。また島根県では「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」を推進するための、新規・拡充事業への予算を重点配分する平成28年度当初予算案を編成・検討を行っているとお聞きしております。隠岐4町村におきましても、昨年度、各町村で策定した「まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を軸に、独創的で魅力のある施策を、スピード感を持って実行することで「自主自立」を図っていくことが重要だと考えるところでございます。

隠岐広域連合も発足18年目を迎えることとなりましたが、これも一重に議員各位のご支援とご協力の賜であり、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き隠岐島民の皆様方の「安全・安心の生活」確保や「地域振興」の充実に向け、粉骨砕身、努力して参る所存でございます。引き続きご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成28年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、平成28年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより島民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、隠岐広域連合事業全般にわたる方針につきましては、大規模施設整備事業は実施・完了させていただきましたので、隠岐広域連合第3次広域計画に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

病院事業について、引き続き、国の2025年を見据えた医療提供体制の構築に併せ、病院ごとに安全・安心の医療提供体制の確立を図り、また医師・医療技術者等確保対策については、島根県・大学等との円滑な連携体制の維持充実はもとより、隠岐郡出身関係者等との連携や情報収集をさらに深め、独自の医師等招聘対策を強化して参ります。

消防事業について、昨年完成しました新消防庁舎を有効活用し、消防防災の拠点施設として、消防力の強化をより推進し、また老朽化・狭あい化が顕著である隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の整備に向け、構成団体等と検討・協議して参ります。

隠岐航路につきましては、超高速船レインボージェットが平成28年度より4年間、第2期目の指定管理がスタートいたします。年検ドッグも終え、一週間後

の16日より運航再開予定であり、引き続き「安全・安心」は元より、高い就航率の維持、顧客サービスの向上など、関係機関と調整を図りながら、島民の利便性の確保、観光客の誘致をはじめとした観光産業に大きく寄与して参る所存でございます。

また、「第2次隠岐広域連合行財政改革大綱」に基づき、事務の効率化・簡素化を推進し、構成団体の負担金抑制に努めて参りますとともに、島民の皆様方の要請に充分に応えるべく、各事業や施設の在り方などにつきましても、鋭意検討を進めて参る所存でございますので、議員各位には引き続きご助言、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、介護保険事業についてであります。

第3次安倍改造内閣において「未来に挑戦する内閣」と謳い、「少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持する」と表明し、「一億総活躍社会」をスローガンに、新しい「三本の矢」が示されたことはご案内のとおりでございます。その中で「安心につながる社会保障」の一つとして、「介護離職ゼロ」、すなわち、家族などの介護を理由として、止むを得ず離職する人を2020年初頭までに解消することを目指した取り組みを緊急に進めることが盛り込まれたところであります。

平成28年度は、第6期介護保険事業計画の中間年度となりますが、このような状況の中、75歳以上の高齢者が急増する2025年を見据えて行われた制度改革を踏まえ、引き続き介護保険事業の強化を図りながら、平成30年度の次期介護保険事業計画策定に向けた準備作業のため、島民のニーズ調査や事業所等の現状把握を行って参ります。

また、隠岐圏域の地域包括ケアシステムの構築は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには不可欠であり、地域の活動や他職種連携などを図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることが重要であるため、「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」を設置し、隠岐圏域共通の諸課題について検討し、保険者として提案や支援ができるよう関係者及び関係機関と一丸になって取り組む所存でございます。

保険料の収納につきましては、昨年より全庁での取り組みを行っているところでございます。引き続き、みんなで支えあう介護保険制度の基本理念に沿って、より公平性を維持する為に収納率の向上に努めて参る所存でございます。

次に隠岐島前病院についてであります。

平成28年度の診療体制は、昨年と同様に常勤医師6名と非常勤医師により8診療科を継続いたします。

特に常勤医師の業務軽減を図るため、医師の派遣による宿直応援回数を増やすと共に、医師事務作業補助者の育成・確保に努めて参ります。

医療スタッフにつきましては、全国に向けた情報発信や離島看護研修プログラムの実施により、看護師5名が平成28年4月より勤務したいとの連絡をいただ

いております。このうち1名は、以前、離島看護研修プログラムで勤務を経験した看護師が、正規職員として勤務予定でございます。また理学療法士2名も4月に採用予定としており、リハビリ部門は作業療法士3名、理学療法士4名の合計7名の体制となったところでございます。

しかしながら、看護師の定年退職など、依然として医療スタッフは不足の状況にあるため、今後も引き続き、人材確保に向けた取り組みを実施して参る所存でございます。

また、各種補助金などの活用により、診療セミナーや各種講演会を実施し、更なる地域医療の提供体制の充実に向け、努めて参ります。

次に隠岐病院について申し上げます。

平成28年度は、国の医療制度改革に基づき策定される、島根県地域医療構想を軸に、「新公立病院改革プラン」を策定することとなっております。隠岐医療圏域の中核病院として、当院の果たすべき役割を再認識し、安全・安心の医療を提供すべく、医療提供体制を確立して参る所存でございます。

診療体制につきましては、島根県、大学などのご支援をいただき、16科の診療体制を維持することとしております。

医療スタッフにつきましては、依然として確保が困難な状況が続いております。関係機関等にご理解・ご協力を賜りながら、離職防止や復職支援のための勤務環境改善を実施し、医療従事者に選ばれる魅力ある病院づくりに取り組んで参る所存でございます。

次に消防事業について申し上げます。

昨年5月、口永良部島で爆発的噴火が発生し、噴火警報が発令され、全島民に対して島外への避難勧告が発令されました。

近年、日本全国でこのような激甚災害と呼ばれる災害が発生している状況を考えますと、隠岐圏域におきましても、消防防災、減災対策は万全を期す必要がございます。

このような状況の下、消防本部及び隠岐島消防署の移転新築、併せて消防通信指令システム整備事業及び消防救急デジタル無線整備事業が完了し、平成27年度から消防防災の拠点として全面供用を開始いたしました。

引き続き、地域住民の安全・安心を確保すべく訓練や研修を通じ、消防力の基本となる職員一人ひとりの資質向上を図り、あらゆる災害に迅速、的確に対応できる消防体制を整備し、更なる消防力の強化に取り組んで参ります。

また地域防災対策として、地域防災リーダーの養成による地域防災力の向上や自主防災組織の早期組織化を目指して参ります。

最後に、知的障がい者支援施設事業について申し上げます。

仁万の里につきましては、運営主体が社会福祉法人「博愛」へ移行いたし、3年目を迎えました。

今後も、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持、利用者様へのより良いサービスの提供や保護者様の思いを大切にし、より効果的かつ効率的な運営と施設づくりを指定管理者である社会福祉法人博愛と共に進めて参ります。

また、利用者様へのサービスの質の向上を図るため、職員の資質向上及び関係機関との情報共有について指定管理者と協議、連携して参る所存でございます。

以上、私の施政方針を述べさせていただきましたが、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田 文夫）

以上で施政方針を終わります。

《 議案上程 》

日程第5 議案上程の件を議題と致します。

議第 1 号 隠岐広域連合行政不服審査会条例から、

議第 17 号 平成 28 年度 消防事業特別会計予算までの 17 案件について一括して議題と致します。

只今、議題となりました 17 案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

番外 松田広域連合長

○番外（松田広域連合長）

それでは、議第 1 号「隠岐広域連合行政不服審査会条例」から、議第 17 号「平成 28 年度消防事業特別会計予算」までの 17 件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の 1 ページから 2 ページをお開き下さい。

議第 1 号

「隠岐広域連合行政不服審査会条例」の制定についてご説明申し上げます。

平成 26 年 6 月に行政不服審査法（以下「改正法」といいます。）が全部改正され、平成 28 年 4 月に施行されます。この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての道を開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものでござい

す。

主な改正点は、審理員による審理手続の導入、第三者機関への諮問手続の導入、審査請求期間を現行の60日から3ヶ月に延長することなどでございます。

このうち、第三者機関への諮問手続の導入については、改正法の規定により、地方公共団体は、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックするための第三者機関を設置しなければならないこととされました。

この第三者機関は、常設によるもの、事案ごとによるもの、県や他の団体に事務を委託することによるもの、これらのいずれかの方法により設置しなければならないとされたところではございますが、当広域連合においては審査請求件数がこれまでなく、今後も僅少であることが予想されること、また第三者機関を構成する専門家の確保が困難であること等の理由から、審査請求の事案ごとに設置することができることとするため、本条例を制定するものです。併せてこの第三者機関の名称を隠岐広域連合行政不服審査会とするものでございます。

なお、これらの第三者機関については、法律上、県その他の団体へ事務を委託する方法も可能とされていることについては先ほど申し上げたところではございますが、島根県内のほとんどの町村等が当広域連合と理由を同じく常設機関を設置することが困難でありますことから、島根県では平成28年度中に、このような町村等からの事務の受託に向けた検討を行うこととなっております。

施行日は、平成28年4月1日といたしております。

次に、議案書の3ページから4ページをお開き下さい。

議第2号

「隠岐広域連合行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例」の制定についてご説明申し上げます。

改正法の施行に伴い、行政庁に対し不服を申し立てる審査請求人等は、審査庁の職員として審査請求の審理手続を行う審理員等に対し提出された書類の閲覧だけでなく、当該書類の写しの交付を求めることができることになりました。そして書類の写しの交付を受ける審査請求人等は、改正法の規定により実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされたところであり、手数料徴収条例を制定するものでございます。

なお、徴収する手数料の額といたしましては、白黒コピー1枚につき10円、カラーコピー1枚につき30円と設定いたしました。この額の設定根拠は、当広域連合におけるコピー実費の状況、情報公開時等のコピー料金の額及び構成町村の状況等を鑑みたものでございます。

このほか、国では、審査請求人等は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、写しの請求に係る手数料の減免を受けることができるところであり、当広域連合においても国と同様に、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、書類の交付の求め1件につき2,000円を限度として手数料を減免できるよう規定するものでございます。

なお、経済的困難によるものとは、生活保護受給者等を対象とすることといた

しております。

施行日は、平成28年4月1日といたしております。

次に、議案書の5ページから6ページをお開き下さい。

議第3号

「隠岐広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

行政手続条例では、行政運営における公正の確保と透明性の向上、住民の権利利益保護の観点から、処分や行政指導等に関する共通手続を定めております。

行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、島民の皆様の権利利益の保護の手続の充実を図るために、「行政指導の中止等の求め」に関する手続及び「適切な処分等の求め」に関する手続について新たに規定し、「行政指導の方式」に関する規定を改めるものでございます。

施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案書の7ページから9ページをお開き下さい。

議第4号

「隠岐広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

改正法では、審査請求においては、原則として審理員による審理手続を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしておりますが、審理員を指名しなくとも審理の公正性が確保される場合には、条例に定めることで、審理員による審理手続を適用除外とすることを規定しております。一方、当広域連合の情報公開審査会では、異議申立人と処分庁の双方の主張を聴き、場合によっては対象となった公文書を検分した上で、処分庁が行った公開決定等の適法性、妥当性についての議論及び専門的で公正かつ慎重な判断をすることとしているところでございます。

以上のことから、条例に特別の定めを設け、審理員による審理手続に関する適用除外について定め、現行の不服申立てに係る審査体制を維持することとし、併せて不作為行為を審査会の諮問対象に追加することや、意見の口頭陳述をする際の規定の追加、提出資料の写しの送付等に関する規定の追加及び条例中「不服申立て」を「審査請求」に改める等文言の表記についても改めるものでございます。

施行日は、平成28年4月1日といたしております。

次に、議案書の10ページから12ページをお開き下さい。

議第5号

「隠岐広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

先ほどの議第4号においてご説明申し上げました「隠岐広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」と同様に、条例に特別の定めを設け、審理員による審理

手続に関する適用除外について定め、現行の不服申立てに係る審査体制を維持することとし、併せて不作為行為を審査会の諮問対象に追加することや、意見の口頭陳述をする際の規定の追加、提出資料の写しの送付等に関する規定の追加及び条例中「不服申立て」を「審査請求」に改める等文言の表記についても改めるものでございます。

施行日は、平成28年4月1日といたしております。

次に、議案書の13ページをお開き下さい。

議第6号

「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

職員定数条例に掲げる定数のうち、広域連合長の事務部局の職員定数について、介護保険課職員として社会福祉士を1人増員するため、条例中の定数表記を、「15人」から「16人」に改めるものでございます。

施行日は、平成28年4月1日といたしております。

次に、議案書の14ページから19ページをお開き下さい。

議第7号

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の施行に伴い、年金たる給付等が異なる法律で同一の事由により支給される場合のそれぞれの調整率を新たに規定するため、条例附則第8条の表を改めるものでございます。また併せて、条例中「障害」に関する表記を「障がい」に改めるものでございます。

施行日は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、政令の施行日であります、平成27年10月1日に遡り適用することといたしております。

次に、議案書の20ページをお開き下さい。

議第8号

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議第1号議案においてご説明申し上げました、改正法の規定により新たに設置する、隠岐広域連合行政不服審査会の委員等の報酬について新たに規定するものでございます。

なお、報酬日額の設定根拠につきましては、既存の情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員等との報酬額の均衡を図るため、これらの額と同額といたしました。

施行日は、平成28年4月1日といたしております。

次に、議案書の 21 ページをお開き下さい。

議第 9 号

「仁万の里就労継続支援事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

仁万の里を指定管理したことに伴い、仁万の里就労継続支援事業特別会計を廃止したため、基金の繰入先を一般会計に改めるものでございます。

施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案書の 22 ページをお開き下さい。

議第 10 号

「仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

仁万の里を指定管理したことに伴い、障がい者支援施設事業特別会計を廃止したため、基金の繰入先を一般会計に改めるものでございます。

施行日は、公布の日といたしております。

続いて、隠岐島前病院事業及び隠岐病院事業特別会計の補正予算案のご説明を申し上げます。

議案書の 23 ページから 25 ページをお開き下さい。

議第 11 号

「平成 27 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

予算第 2 条は、入院・外来患者数の業務予定量を補正するものであります。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものでございます。

医業外収益は、長期前受金戻入及び補助金を増額するものであります。

医業費用は、給与、材料費及び経費の見直しによる増額と減価償却費の償却期間の見直しによる減額と特別損失を新たに計上するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、医療機器の購入実績により、建設改良費を減額し、投資につきましては、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。

資本的収入につきましては、医療機器等 2 品目に補助事業が採択され増額したことで、企業債及び一般会計出資金を減額するものであります。

予算第 5 条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第 6 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費について増額するものであります。

予算第 7 条は、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の26ページから29ページをお開き下さい。

議第12号

「平成27年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数および主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものであります。医業外収益は、企業会計制度改正による長期前受金戻入の計上、補助金及び一般会計繰入金が増額分が主なものであります。医業費用は、正規職員未採用及び患者数増に対応するための臨時看護職員雇用等による給与費の増額、材料費の見直しによる増額及び経費の見直しによる増額であります。特別損失は、平成26年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものであります。

予算第4条は、資本的収入および支出を補正するもので、資本的支出は、企業債償還金について償還金を増額、投資については、医学生修学資金貸与者減等に伴う減額であります。資本的収入は、院内保育施設建設に係る補助金の採択により補助金を増額、企業債、出資金を減額、修学資金返還対象者の増に伴う長期貸付金収入の減額及び長期貸付金償還収入を増額するものであります。

予算第5条は、検査システムの購入にあたり契約準備期間が必要であることから、債務負担行為を設定するものであります。

予算第6条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第7条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち職員給与費について増額するものであります。

予算第8条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

続きまして、議第13号から議第17号までの議案は、一般会計及び特別会計の平成28年度の当初予算についてでございます。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成団体の厳しい財政状況を踏まえ、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費の経常経費について、平成27年度当初予算額以下とする要求枠の設定を行い、より一層の経費節減に努力すると共に、病院事業につきましては、経営改善計画等に沿った事業運営を進め、企業としての独立採算性を追及し、収支改善に努めた予算編成を行ったところでございます。

平成28年度当初予算の全会計の歳出総額は、87億1,579万1千円で、前年度当初予算と比較して1億9,321万7千円の増額予算となっております。

広域連合一般会計と4特別会計の構成団体負担金は、25億3,635万8千円を計上しており、前年度に対し1億422万2千円の増額であります。これは、一般会計負担金、隠岐島前病院事業特別会計負担金の増額と消防事業特別会計の

減額が主なものであります。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書の30ページから32ページをお開き下さい。

議第13号

「平成28年度隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、5億1,220万4千円と定め、前年度と比較して9,253万9千円の増額予算となっております。

歳入の主なものは、構成団体負担金、基金繰入金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入であります。

歳出の主な内容は、総務費で、職員9名の人件費、レインボープラザ、レインボージェット及び仁万の里の維持管理費が主なものであります。その内、総務費管理費では平成28年度よりしまね地域医療支援センターへ職員を1名派遣することとし、当該派遣職員1名の人件費も計上してございます。また超高速船・フェリー管理費では職員1名の人件費及び指定管理料、仁万の里管理費では派遣職員人件費が主なものであります。

次に、議案書の33ページから35ページをお開き下さい。

議第14号

「平成28年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、33億7,698万3千円と定め、前年度と比較いたしまして1,242万6千円の増額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で、第1号被保険者の増加に伴いまして、5億9,557万6千円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5億1,518万9千円を計上するものであります。国庫支出金につきましては、調整交付金交付割合減により、前年度と比較して減額となっております。また、繰入金で、低所得者介護保険料軽減繰入金を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費で1億542万1千円を計上しており、前年度と比較して353万5千円の増額となっております。総務管理費は職員7名の人件費及び介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料の増が主な要因であります。また、介護保険運営協議会費において、次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査費用を増額し、地域包括ケアシステム推進委員会費を新たに計上しております。保険給付費では31億6,198万2千円計上しており、前年度と比較して0.08パーセントの減少となります。地域支援事業につきましては、昨年度と同額の9,000万円を、基金積立金につきましては1,837万円を計上いたしております。

次に、議案書の36ページから38ページをお開き下さい。

議第15号

「平成28年度隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44床であります。年間患者数は前年度並みを予定しております。また、建設改良事業は、診療室、薬剤室など4カ所分の空調設備及び酸素供給施設整備並びに医療機器6品目に係る費用を予定しております。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。病院事業収益は前年度と比較して9.4%増の7億8,395万8千円に、また、病院事業費用は、4.2%増の8億2,461万6千円を見込み、4,065万8千円の赤字予算となっております。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、空調設備及び酸素供給施設整備工事並びに医療機器の購入費、企業債償還金及び修学資金の貸付に7,538万6千円を予定し、収入は5,937万1千円を予定しております。

なお、差引不足分1,601万5千円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額を、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額、予算第9条は、取得いたします資産をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の39ページから41ページをお開き下さい。

議第16号

「平成28年度隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は115床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院で1.4%の減、外来では、4.1%の増を予定しております。また、建設改良事業は、医療機器13品目、公用車1台の購入にかかる費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して7.8%増の28億7,962万9千円、病院事業費用は、3.5%増の30億5,274万円を見込み、収支差引1億7,311万1千円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は医療機器13品目、公用車1台の購入、看護師宿舎下水道接続工事費、企業債償還金及び医学生等修学資金の貸付に2億6,746万5千円を予定しており、収入は2億5,971万円を予定しております。なお、差引不足分の775万5千円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の42ページから43ページをお開き下さい。

議第17号

「平成28年度消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、6億639万7千円と定め、前年度と比較して3,962万5千円の減額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で、職員人件費及び運営費が主なものであります。事業費では、指揮車の整備費が主なものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議の上、適切なお決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

《一般質問》

日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の 別紙2 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっておりますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願い致します。

それでは発言を許します。

最初に10番 福田 晃 議員

○10番（福田 晃）

それでは一般質問を行います。

私はレインボージェット寄港地整備について質問致します。

レインボー2の後継船として、超高速船レインボージェットを導入して2年が経過しました。

目標の通年運航達成には今後も検討等必要と思うが、レインボー2と比較して就航率で平成26年度13.1%、27年度10.1%上回っており、島民・観光客等にとっての利便性は向上していると思えます。

ただ、海上の状況により発着地が七類港から境港に変更になることが多々あり、利用者にとって大変な迷惑を被っているのが現状です。

波の状況により発着地が変更になることを避けるために島根県に対し七類港にポンツーンを設置を含めた改善策の検討を求めるべきと思います。

併せて現在使用しているレインボージェット用のタラップが機能を果たしてなく、着岸時の乗下船開始に時間を要しています。各港に適したタラップに改修あるいは購入を島根県に申し入れるべきと思うが、連合長の考えを伺います。

○議長（平田 文夫）

松田広域連合長

○番外（松田広域連合長）

それでは只今の福田議員の「レインボージェット寄港地整備について」のご質問にお答えいたしたいと思います。

レインボージェットは、船体をご案内のように単胴・軽量であることから離着岸時に大きな揺れが生じ、タラップの設置が安全にできない事例が生じていることは以前にもご報告申し上げたとおりであり、課題解決に向けまして、平成26年度に船体固縛施設整備事業を実施させていただきました。別府港・西郷港・七類港の3港に電動ウインチを設置し、平成27年度より運用を開始し、船体の揺れを抑えるため固縛強化を行ってまいりました。当該事業の効果ですが、船体の横揺れに対しては揺れを制御でき、一定の効果がありますが、縦揺れに対しては揺れが制御できず、すべての時化の事案に対して対応できておりません。福田議員ご指摘のとおり、寄港地を七類港から境港に変更した回数は、平成26年度8回、平成27年度は13回となっております。

抜本的な対策が必要なことは、港湾管理者である島根県も含め関係者は承知しており、事務レベルでは継続協議を行っているところでございます。現在設置いただいているタラップの改修、ポンツーンの設置等も含め、早い段階で対応策が実施できるよう速度を上げて協議、検討をいたしまして、出来るだけ速やかに改善を図ってまいりたい、このよう考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（平田 文夫）

福田議員

○10番（福田 晃）

連合長の前向きな説明をいただき納得致しましたが、この広域連合の議会には、航路の特別委員会もございます。優秀な議員さんもたくさんおられ活動していますので、連携を密にして、執行部、議会が一緒になって県の方に要望することを提言致しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平田 文夫）

福田議員の一般質問を終わります。

次に1番 中濱 堯介議員

一般質問の資料を配付致します。

○1番（中濱 堯介）

私は、隠岐広域連合で初めて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、私なりの隠岐広域連合は如何なる存在であるかの解釈のもとに話をさせていただきます。その中で隠岐広域連合の基本的理念について述べさせていただきます。

広域連合は隠岐全域に住まいする島民に直接に関わったり、最も重要な課題である福祉・医療・介護・消防、それに我々の生活航路である隠岐汽船と幅広い分野での連携によって、各町村がこれらの課題に単独で取り組むよりも一体となって諸々の施策を講じていく方が総合的に、或いは複合的に隠岐全域の振興底上げに寄与するものというコンセプトの元で18年前に発足したのではないかと私は考えております。

そして、隠岐広域連合が健全で今後かつ確実に機能していくための責務は、当然すべての島民が等しく負わなければならないのは当然であります、諸々の施策がもたらすであろう隠岐全体の圏益については、これも等しく受け取る権利を島民は有しているものと思われまます。

いま私が申し上げた事を前提に隠岐汽船フェリーの島前・島後間ダイヤについて指摘をさせていただきたいと思ひます。

フェリー航路は、我々島民にとっての生活航路であることは云うまでもないが、特に島後・島前、島前・島後間の人的交流・物的交流・スポーツ文化交流等お互いに図っていくことによって、共通の基幹産業である農水産業・畜産業・観光業或いは土木建設業、商工業の振興、スポーツ文化振興に大いに資することになると私は今考えております。

しかしながら、そのダイヤ編成に関しては現状著しい不均衡があると私はここに指摘したいと思ひます。

お手元にお配りしました資料をご覧ください。

網をかけた理由は、平網（グラデーシヨンのかかっている部分）は発、発港地、時間、グラデーシヨンのかかっている部分は入港地、時間。

これを見ていただければ一目瞭然ですが、島後・島前間は1年間を通じて必ず日帰り出来る、車に乗せても必ず日帰り出来る航路になっていることはよくおわかりだと思ひます。それに対して島前・島後間につきましては1年間を通じて全く日帰り出来ない、フェリーにつきましては。レインボージェットは別ですが。私が申し上げているのはフェリーが如何に島民にとって大事かという視点でお話をさせていただいているつもりです。

私が今申し上げた島前・島後間が1年間を通じて日帰り出来ないと言うことであれば、島前側から見ると島後は距離的には非常に近くても遠い島だという感覚を持って、本土に行くのも何ら変わらないというのが現状だという認識を持っている島前の人是非常に多いと思ひます。

そこで連合長に伺ひます。

私が最初に申し上げた隠岐広域連合の基本的理念、そう言ったスタンスを如何に考えておられるのか伺います。

2点目は、次年度以降のフェリーのダイヤ編成に関し、島前・島後間の日帰りができるダイヤを視野に入れた編成を、非常にハードなネゴシエーションになると思いますが、鋭意協議していただいて実現に尽くしていただければということでお伺いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

松田広域連合長

○番外（松田広域連合長）

只今の中濱議員の「隠岐汽船 島前・島後間ダイヤ編成について」のご質問にお答え致したいと思えます。

議員ご指摘のとおり、フェリーだけの利用におきましては、島前から島後へ日帰り出来るダイヤは無く、不都合が生じていることはご案内の通りです。一方、高速船の利用においては、むしろ島前から島後の日帰りの方が利便性が高い状況ではないかこのように思っております。

仮に、議員ご指摘のフェリーでの島前・島後間のアクセスを重視するということになれば、現在のフェリー3隻体制では難しいのではないかと、それを解決するためには、隠岐諸島(隠岐4町村)と本土間のアクセスを減らしていくのか、或いは船隻体制を充実させていくしかないものと考えているところでございます。

しかしながら、人口減少を見据えた将来の利用者数や厳しい財政状況を考えますと、本土へのアクセスを今以上に減らすことや船隻体制の充実を図ることは得策と言えるのかなと思えてなりません。

また、隠岐汽船の経営にも直結する事項でもあり、軽々しく要望出来ない状況にあることも事実であるかと思っております。

いずれに致しましても、ダイヤ編成の大幅な見直しとなれば、隠岐汽船と隠岐4町村及び関係機関との十分な協議を踏まえながら慎重に対応して行くべき案件である、このように考えております。この事は話題には今後しながら、どうやったらいいか考えてみたい。私は職員時代から交流、交流というけれども近場の島前・島後の交流が出来ずに本土との交流はおかしい、まず島前・島後の交流だ、そして島前のイベントには、まず島後からも行くべきだと。体があく限りは参加させていただいておりますが、アクセスの問題になりますと隠岐汽船ともまた相当議論しなくちゃなりません。昔の春洋丸のような形になれば話は別ですが、フェリーとなれば隻数を増やしていくしか方法はないのではないかとこのように思ったりもして、これは非常に難しい問題だと受け止めておりますが、これも前向きに基本はそこにあると思えますので、考えていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（平田 文夫）

中濱議員

○1番（中濱 堯介）

連合長のおっしゃる意味はよく理解は私は出来ますが、今後につきましては隠岐圏の中での経済交流での、平たく言えば内需を拡大していかないと、隠岐全体が落ち込むのではないかと前々から思っておりまして、今隠岐汽船しか通路がございませんので、今後隠岐汽船も含めたもっともっと広い視野での、特に車で行き来の出来る、これはフェリーしかございませんが、新しい視野、視点でもって、今の形を現存すると言う形にこだわりますと発想が止まってしまいますので、ゼロからの見直しというのは今後長い意味で隠岐の振興と言うことは、やはり船での交流です。特に島前・島後間の交流が盛んになることは絶対に隠岐の振興に繋がると思っております。いろんな難しい問題もありますが、長期的な検討をお願いして私の質問を終わります。

○議長（平田 文夫）

以上で中濱議員の一般質問を終わります。

次に11番 吉田 雅紀 議員

○11番（吉田 雅紀）

おはようございます。

質問をさせていただきます。

現在開会中の国会におきまして、いよいよ国境離島特別措置法案が上程されるのではないかと、このようなニュースが聞かれるようになりました。全国に点在する離島のうち、外海国境に位置し、特に重要な役割を担う離島の保全及び振興を図るため、隠岐を含む主要離島を特定国境離島地域と指定し、国境域の海域監視機能の充実を含めて、離島に住む住民の生活環境を改善することで、離島における地域創生、人が住み続け活力に満ちた地域社会を再生することで国土を守っていく。このような視点から、一島民としましても、一日も早い成立を待ち望んでいるところであります。

言うまでもないことではありますが、離島という条件下で住んでいる私たち島民にとって、高い交通コストがもたらす弊害は重大でありまして、生活全般、産業全般におよぶ住みにくさの象徴でもあります。私は県政の場において、隠岐島民全体の声として、「離島運賃を引き下げて、本土住民と同じ条件に立たせてほしい！これが自立への大前提である！」と、本会議で第一声を上げてまいりました。まさに、交通対策こそ離島振興の一丁目一番地、離島振興そのものであると言っても過言ではないと思います。

今国会で仮に特別措置法案が通ったとしましても、法整備・制度設計に時間を要し、国の予算に反映されるまでには、更に時間がかかります。3年かかるかもしれない。そこに至るまでに、黙って手をこまねいているのではなく、

隠岐4ヶ町村独自の支援策を実行するべきだと考えているところであります。

隠岐広域連合は、これまで全国離島振興協議会における隠岐の窓口としてその役割を担ってきました。いよいよ隠岐にも光があたる、その前で隠岐は自立に向けて本気で立ち上がる、その真剣な姿勢を県に対して、また国に対して示すべきであります。超高速船とフェリーを有し、間接的ではあっても隠岐航路の経営に責任をもつ隠岐広域連合のリーダーシップに期待をするところであります。

4ヶ町村それぞれに行政課題は山積でありましょう。しかし、私は予算化を含め、「政策は民意を反映したものでなくてはならない」と考えております。隠岐航路の運賃低廉化の実現は全島民の長年の悲願であり、4島住民の最大公約数の要求であると考えておるところであります。もっと目に見える形で、思い切った島民割引への支援に財源を投入するなど、何よりも利用料を下げることで人や物の行き来を活発にして、生活の安心をもたらす、U I ターンを促し、隠岐汽船の経営改善・サービス向上に資することになるという、経済論上もあたり前の方向に知恵を絞っていただきたいと日頃考えております。

そのような中でいよいよ思い切った提言措置も今後考えていくような情報も得ております。

本日は、この件につきまして、見解そして連合長の思いをまず伺いたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（平田 文夫）

松田広域連合長

○番外（松田広域連合長）

只今の吉田議員の「隠岐航路の運賃低廉化への取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

ご案内のように、また、吉田議員のご質問にもありましたように、「特定国境離島保全・振興特別措置法案（仮称）」は、いよいよ今国会で上程されるのではないかと、いよいよ我々も情報をいただいております。自民・公明の与党では昨年の秋に既に「上程すべきだ」と、「国境離島をもっと良くすべきだ」と言うことには意思疎通がなされていると、言うことではございますが、野党の方はまだ反対するところではないと思っておりますが、全体としての意思疎通が出来てないと言うことではございまして、今月2日に民主・維新の話し合いがなされて、高木国対委員長さんがとりまとめをもう既になされたとお伺いを致しました。

そこで隠岐4町村からなる島根県離島振興協議会（会長 知夫村長）においても、2月12日（明後日）に、島根県選出の自民党国会議員先生をはじめ、公明党・民主党の国会議員先生のもとへ出かけ、法案の早期成立と予算確保等について要望をさせていただく。これは全国の外海というか、国境離島がそれぞれ時間を作って要望すると言うことではございます。日程調整の関係から島根県の離島振興協

議会は、12日にさせていただくことになっているところでございます。

議員ご質問の「法案成立に先がけて隠岐4町村独自の支援策を実施する考えはないか」についてでございますが、議員ご指摘のとおり、全国離島振興協議会の強い要望活動を通し、改正離島振興法第1条の目的にも「人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善による地域格差の是正」が明記され、また、今国会で上程予定の法案においても、国境離島に住民の方々が定住をし、健全な経済活動が継続して営まれることこそが重要な役割であるという趣旨を踏まえ、島民の社会的地位の向上を目的に、昨年（平成27年）5月14日の島根県離島振興協議会の協議を皮切りに、隠岐4町村独自の隠岐航路の運賃低廉化対策について、正副連合長会議におきましても、実施することを前提に検討して参りました。

その検討の中で、割引の対象及び割引額の議論も行ったところですが、島民・観光客を含む全利用者を対象に、目標であったJR並み運賃の片道1,750円の補助を実施いたしますと、莫大な財源（6億5千万円程度）が必要となることが判明を致しました。新たな法案成立に向け国に働きかけたいことから、まずは、継続可能な範囲である島民のみを対象とし、片道800円程度の補助を行うことで方針案を隠岐4町村に提案をしたところでございます。

しかしながら、各町村で様々な事情や考え方から、足並みを揃えて実施することには結果としてなりませんでしたが、それを否定するものでもございません。しかし現在は、どうするかということで、取り組むとすればどうなんだと言うことで、いままさに調整させていただいているところでございます。

○11番（吉田 雅紀）

状況はわかりました。

元より隠岐広域連合の事業として運賃低廉化という事業があるわけではないことは十分に承知をしております。

全国の離島を見ましても各自治体が様々な独自施策を住民に対して行っている。このような状況の中で先ほどの説明を聞きますと、全体、全体といいますのは、ビジネスなど島外からやってくる方への支援をと言うと莫大なお金がかかるということで、出来るところから各町村の考えでということだと思えますけれど、いずれに致しましても島外からやってくるビジネスのお客さん、観光のお客さんも含めて如何に交流人口を拡大していくか、この事も将来の発展のために非常に重要なことだと思うわけであります。

先ほどの中濱議員の認識にもありましたように、或いは前回の定例会で私も申し上げましたけれど、隠岐広域連合は島民共通の課題に対して、将来を見据えて一致協力して振興策を事業化していくような組織であろうかと思っております。

ただいまの答弁ですと島民への割引という視点を伺ったわけですが、交流人口の拡大という視点、或いはその先には大きな問題である物流コストを如何に引き下げるか、こういった事への視点も踏まえて、広域連合として隠岐島全体を良くしていくために更なる事業化への道はないのかなど、そのようなことに知

恵を絞っていただきたいと思います。

この質問を申し上げたもう一つの視点は、私は地方自治というものの本義をもう一度申し上げたいと思ったからであります。この事に関する島民・住民の議論というのが不十分ではないのかという感想を私は持っています。広域連合或いは広域連合議会と言うところで当然十分な議論がなされなければなりませんけれど、この事が必ずしも、もっと日々の住民議論の中で起こってきたかというところは不十分ではないかと。地域の自治体の将来を決める責任は住民にあるという地方自治の本義に照らし合わせても、こここのところへの情報提供・周知、そのようなことから議論を活発化させる、将来へ向かってもしっかりとした取り組みを期待したいところでもあります。

その上ではなはだ議員として執行部に伺うというスタイルからははずれるかもしれませんが、本日ここに島前3町村副連合長としてお見えでございます。それぞれの副連合長様に意見・見解を伺うことが出来ないものかと思っている次第でございますが、如何でございましょうか。

○議長（平田 文夫）

この法案は、広域連合の事務事業に入っていないわけなんですよね。4ヶ町村の首長さんにと言うことにはちょっと。

連合長。

○番外（松田広域連合長）

おっしゃっていることはよくわかります。私は先ほど中濱議員さんが質問の前に隠岐広域連合の設立した基本的理念、まさにそのとおりなんです。それを考えますと、もちろん執行部も考えなければならんことですが、私は、これはせつかく出来ている隠岐航路の特別委員会としても、議会も一緒になって私は如何にあるべきかを広域として考えていくことが大事ではないかと。そう言う中で方向を出していくことが正に今求められようとしているのではないかと、このように思っております。

島根県離島振興協議会、隠岐だけですが、たまたま町村会が事務をもっている、その町村会はこちら（隠岐広域連合）にあるものですから、広域連合としても一緒になってやれば良いと言うことで話を進めてきたところでもあります。ところがいろんな思いがあります。私は平成15年に町長になって以来、離島頃の運賃低廉化、物資を含めて、この低廉化なくして離島の活性化はあり得ないという思いで国に訴えてきました。そのことがあって私は副会長になりましてから10年近くなるかと思いますが、そのことが離島振興協議会でも「そうだ」ということで、今の白川会長が特に共鳴していただいて、「あなたがやれ」と言うことで特別決議は隠岐の私がやっていますので、吉田議員がおっしゃるように、国に先立ってもやるくらいな姿勢を示しても当たり前だと。九州や佐渡でもやっているじゃないかということもありまして、遅いくらいですが我々も検討していくべきだ。そのことが特措法を早く引っ張り出すことにもなるだろうということで検討をしてきたところでもあります。

これから各町村議会でもいろいろ検討をしていただいて方向を出せるものだ

と思っております、ここで正副連合長が一人ずつということは如何なものかなと私自身は思っておりますので、一つよろしくお願い致します。

○11番（吉田 雅紀）

承知致しました。ありがとうございました。

○議長（平田 文夫）

吉田議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ただいまから10時35分まで休憩致します。

（休憩宣告 10時22分）

○議長（平田 文夫）

会議を再開致します。

（会議再開宣告 10時33分）

《質疑》

日程第7 これより質疑を行います。

議第1号 隠岐広域連合行政不服審査会条例から、

議第17号 平成28年度 消防事業特別会計予算までの17案件について
質疑を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時34分）

（全員協議会開会宣告 10時34分）

【本 会 議】

（本会議再会宣告 10時50分）

《 質 疑 》

以上で質疑を終わります。

《常任委員会報告》

日程第8 「常任委員会報告」の件を議題と致します。

隠岐広域連合議会会議規則第47条第2項の規定により、医療介護常任委員会から調査事項の件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮り致します。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って医療介護常任委員会の報告を受けることと決定致しました。

医療介護常任委員会委員長の発言を許します。

(「議長 10番」の挙手有り)

10番 福田議員

○10番 (福田 晃)

医療介護常任委員会視察報告

隠岐広域連合議会

議長 平田文夫様

医療介護常任委員会

委員長 福田 晃

医療介護常任委員会の報告を致します。

当委員会は、地域包括ケア推進における介護予防及び28年4月から隠岐病院における院内保育の実施にともない先進地視察が必要と判断し、去る11月5日に岡山県の津山市役所及び医療法人さとう記念病院に医療介護常任委員会委員6名、議長、職員5名の合計12名で視察を行いました。

津山市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと生活し続けることができることを目的とした「めざせ！こけない体講座」における体操を週1回のペースで、住民主体で行っています。

平成16年に津山市内で始めたモデル事業として、高齢介護課、健康増進課、社会福祉協議会などが連携し開設し、現在、市内365地区中194カ所、3,800人が参加しています。

体操の効果として体力測定を3ヶ月目に行い、グラフを用いて効果・改善状況を確認しており、また、講座に参加することにより医療費や介護給付費にどのような変化があるかを調査・分析した結果、入院・外来医療費は非参加者が増加傾向を示すのに対し、参加者は低下傾向を示し、介護給付費についても軽度認定者での抑制効果が出ているとのデータもありました。

この体操が広まった要因の一つとして、身近な方で体操を始める前と、体操を始め3ヶ月後の映像で歩く姿を写したビフォー・アフターの映像が衝撃的であり、広まった一番の要因であるとの説明がありました。

当日実際に講座を行っている地区を視察し、体操に参加し交流を図りました。

20名ほどの参加者でありましたが、体操も体験し、状態に応じた錘負荷を自

ら選択し、歌を歌いながらかなり時間をかけた体操は筋力維持効果に十分効果があると感じました。

体操を通じ地域の高齢者が一同に会し、体操を行い、世間話に花を咲かせるだけでも介護予防の役割を十分に果たしていると思われました。

隠岐圏域でもこのような活動を行って行くには、住民自らが立ち上がり、自己選択・自己決定を基本として取り組んでいかなければならない。そのためには、地域のリーダーの育成が最重要であり、関係機関と一緒にモデル地区を設定し、ビフォー・アフターの映像などを用いて普及することも大事であると感じたところであります。

医療法人さとう記念病院は、一般病床、療養病床のほか、介護老人施設も併設しており、急性期から回復期、慢性期に至るまでの全ての状態に対応できる施設で、圏域内でも他施設との役割分担等を行い、国の目指す介護・医療・福祉の連携を推進していました。

2025年問題によりスタッフの確保が今後の課題となりますが、同院では職員の勤務環境等に力を入れており、様々な勤務形態や院内託児所の運営などを行っていました。院内託児所は、開設後25年が経過し、保育士5名で現在0歳児から3歳児まで12名を預かっており、平日、休日に対応し、現在夜間保育は要望がないとのことで行っていないとのことでした。病児・病後児については、病院に小児科が設置されていないので行っていないとの説明でありました。

隠岐病院の院内保育についても、働きやすい職場作りに向け、更なる検討と取り組みをして頂きたいと思えます。

以上、医療介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（平田 文夫）

以上で医療介護常任委員会報告を終わります。

《 討 論 》

日程第9 これより討論を行います。

議第1号 隠岐広域連合行政不服審査会条例から

議第17号 平成28年度 消防事業特別会計予算までの17案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

《 採 決 》

日程第10 これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

始めに、

議第1号 隠岐広域連合行政不服審査会条例から、

議第2号 隠岐広域連合行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の
交付に係る手数料に関する条例までの2案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって、議第1号 隠岐広域連合行政不服審査会条例から

議第2号 隠岐広域連合行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の
交付に係る手数料に関する条例までの2案件につきましては、原案のとおり可
決されました。

次に議第3号 隠岐広域連合行政手続条例の一部を改正する条例についてか
ら

議第10号 仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例についてまでの8案件について採決致します

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって、議第3号 隠岐広域連合行政手続条例の一部を改正する条例につい
てから

議第10号 仁万の里利用者福利厚生基金の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例までの8案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第11号 平成27年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1
号）から

議第12号 平成27年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）まで
の2案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第11号 平成27年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算
(第1号) から
議第12号 平成27年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第3号) までの2
案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に

議第13号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計予算から
議第17号 平成28年度 消防事業特別会計予算までの5案件について採決
いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第13号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計予算から
議第17号 平成28年度 消防事業特別会計予算までの5案件につきまし
は原案のとおり可決されました。

《委員会閉会中の継続審査》

日程第11 委員会閉会中の継続審査について を議題と致します。

各常任委員会委員長、特別委員会委員長、議会運営委員会委員長から審査を終
えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議
会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙4 申し出一覧表のとおりであります。

お諮り致します。

本案は各常任委員会委員長、特別委員会委員長、議会運営委員会委員長から申
し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございません
か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、各常任委員会委員長、特別委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに決定致しました。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、すべて議了致しました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 11時00分)

(「議長 番外」の挙手あり)

松田広域連合長

○番外(松田広域連合長)

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合関連条例制定案件を始め、平成27年度の補正予算、そして新年度予算の17議案を上程させていただきましたが、原案のとおり可決ご決定をいただき誠にありがとうございました。

本日は、3名の議員各位から一般質問を頂戴致しました。航路・港湾整備でありますとか、島前・島後間のダイヤの問題、運賃低廉化の問題、いずれも隠岐の島民に取りまして日頃の生活、経済活動、文化活動の原点に関わる問題であります。今国会で上程されることが表舞台に上がってまいりましたこの特措法(仮)の問題を契機に捉えまして広域連合議会、執行部一丸となりまして、これを契機として今日ご質問のあったような問題を具体的に課題として議論を進めていく、そういった時期に来ている。

新年度が始まりましたら早速議長とも相談を致しながら、日程を決めさせていただきます議論の輪を今年は作っていく、そうした年にしたいと考えているところでございます。

間もなく各町村の3月定例会が始まるところでございます。伝えられるところによりますと、今年の4月、5月は例年よりも少し気温が上がるのではないかと。平穏な万物が躍動する、そういった時節を間もなく迎えるかと思えます。どうか議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、ご健康で生活をなされますようお願いを致します。また、執行部からも話をさせていただいておりましたが、3月に臨時議会で上程をさせていただくことになりました。その節にはご出席を賜りたいと思えます。

お元気でご自愛下さいまして、意義ある毎日をお過ごし下さいますようご祈念を申し上げながら、閉会御礼のご挨拶に代えさせていただきたいと思えます。

誠にありがとうございました。

○議長(平田 文夫)

本日は変則的な時間設定でございましたけれども、議員各位のご協力によってし

っかりとした議決が行われました。本当にありがとうございました。

これをもって散会し、平成28年第1回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 11時05分)

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成28年 月 日

隠岐広域連合議会議長 _____

隠岐広域連合議会議員 _____

隠岐広域連合議会議員 _____